## 中間貯蔵施設

## 除去土壌等の輸送

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施
  輸送は2014年度末より開始。2021年度は18市町村からの輸送を実施し、年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰国職区域のものを除く)※の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中
- これまでに約1,246万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送(2021年12月末時点)

※仮置場等での保管量と搬入済量との合計:約1400万㎡ (2019年10月時点推計)



中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2020年12月11日に公表した「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、2021年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めます。なお、2021年12月末時点で、約1,246万 m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送しました。

輸送は安全第一で行っており、主な交通安全対策は以下のとおりです。

- 1. 新任者研修、現任者研修:輸送車両の運転手等を対象に、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る研修を実施。また、既に輸送に従事している現任者についても、毎年度必ず再研修を受講。
- 3. 走行状況の現場確認:速度超過について注意すべき箇所や交通量の多い箇所等において、輸送車両等の走行状況(帰投時を含む)の確認を実施。
- 4. 優良ドライバー表彰:運転手の安全意識とモチベーションの維持・向上のため、安全な輸送を100日以上行った者に、受注者を通じて優良ドライバー認定証(ヘルメット及び車両ダッシュボードに掲示)を交付。

本資料への収録日:2018年2月28日

改訂日:2022年3月31日